3　公設事務所弁護士は、任期が満了するまでの間辞任することができない。ただし、本会ら三者が公設事務所支援委員会の意見を聴いてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

4　前項ただし書の規定によって辞任する公設事務所弁護士は、公設事務所支援委員会を経て、本会ら三者に対し、辞任する日の六か月前までに辞任する旨を申し出るよう努めなければならない。

5　本会ら三者は、公設事務所弁護士が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、あらかじめ意見陳述の機会を与えた上で、当該公設事務所弁護士を解任することができる。

一　公設事務所における執務期間中の行為について懲戒処分を受けたとき（公設事務所弁護士が弁護士法人である場合にあっては、当該公設事務所の常駐社員等の公設事務所における執務期間中の行為について当該弁護士法人又は当該常駐社員等が懲戒処分を受けたとき。）。

二　この規則に定める公設事務所弁護士の義務のいずれかに違反し、その是正に関する勧告に重ねて従わないとき。

三　公設事務所援助事業の趣旨に著しく反する行為を行ったとき。

四　公設事務所弁護士（弁護士法人である場合にあっては、公設事務所の常駐社員等）が疾病その他の理由により執務不能となり、その期間が一か月以上に及んだとき。

五　弁護士である場合にあっては第十三条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当し、弁護士法人である場合にあっては同条第三項第一号又は第二号のいずれかに該当したとき。

六　その他解任することがやむを得ないと認められる事由が生じたとき。

（公設事務所弁護士の義務）

第十六条　公設事務所弁護士（弁護士法人である場合にあっては、常駐社員等を含む。次項において同じ。）は、次に掲げる義務を負う。

一　公益的活動を積極的に受任すること。

二　新たに顧問契約を締結しないこと（弁護士法人である公設事務所弁護士が本会ら三者の承認を得て公設事務所以外の法律事務所における業務について顧問契約を締結する場合を除く。）。

三　訴訟事件その他の法律事務を受任するに際し、あらかじめ依頼者に対して次に掲げる事項を説明し、ロに掲げる事項については当該依頼者の承諾を得ること。

イ　本会ら三者が当該委任契約に関与しておらず、当該依頼者に対して責任を負わないこと。

ロ　受任した法律事務を後任の公設事務所弁護士に引き継ぎ、当該法律事務に関する情報を提供することがあること。

四　正当な理由がある場合を除き、公設事務所支援委員会の求めによりその会議等に出席すること。

五　公設事務所支援委員会又は本会ら三者いずれかの求めにより、公設事務所の業務及び会計の状況を報告し、又は求められた書類を開示すること並びに本会に対し、その定める定期において公設事務所の業務及び会計の状況を報告すること。

六　他の弁護士と公設事務所を共にしようとするとき（他の弁護士を雇用しようとする場合を含む。）は、公設事務所支援委員会を経て、あらかじめ本会ら三者に通知すること。

七　前号に規定する公設事務所を共にする他の弁護士から、あらかじめ公設事務所弁護士と同一の義務を遵守する旨の誓約を得て、当該他の弁護士に当該義務を遵守させること。

2　公設事務所弁護士は、退任に際して、次に掲げる義務を負う。

一　依頼者に不利益が生じないように配慮すること。

二　後任の公設事務所弁護士があるときは、後任の公設事務所弁護士に対し、受任中の訴訟事件その他の法律事務につき、記録、預り金等を引き渡すとともに、依頼者の連絡先、受任事件の進捗状況等を説明して引き継ぐよう努めること。

三　公設事務所支援委員会と協議し、公設事務所支援委員会が後任の公設事務所弁護士に引き継ぐべき旨の意見を付した事件については、後任の公設事務所弁護士に引き継ぐこと。

四　正当な理由がある場合を除き、退任後も、本会又は公設事務所支援委員会の求めにより公設事務所支援委員会の会議等に出席すること。

五　本会ら三者又は公設事務所支援委員会いずれかの求めにより、公設事務所弁護士であったときの業務及び会計の状況並びに後任の公設事務所弁護士に対する法律事務の引継ぎの状況等を報告し、又は公設事務所の会計帳簿、預金通帳その他会計に関する書類を開示すること。

六　後任の公設事務所弁護士があるときは、什器備品の所有権若しくはそのリース契約、事務職員との雇用契約、電気水道等の供給契約又は電話加入権その他公設事務所に関する契約関係、設備の承継等について、後任の公設事務所弁護士及び公設事務所支援委員会と協議し、公設事務所支援委員会が後任の公設事務所弁護士に引き継ぐべき旨の意見を付したものについては、後任の公設事務所弁護士に引き継ぐよう努めること。

七　公設事務所の施設、設備等の使用を継続する場合及び後任の公設事務所弁護士への引継ぎに必要な場合を除き、退任後、公設事務所の施設、設備等を使用しないこと。

八　後任の公設事務所弁護士への引継ぎのため退任後に公設事務所の施設、設備等を使用する場合を除き、退任後、公設事務所の名称と同一又は類似の法律事務所の名称を使用しないこと。

3　前項の規定にかかわらず、公設事務所弁護士は、前条第一項第三号又は第四号の規定により退任したとき（死亡により退任したときを除く。）は、本会ら三者又は公設事務所支援委員会の指示に従い、速やかに受任中の訴訟事件その他の法律事務について辞任し、記録、預り金等を本会ら三者又は公設事務所支援委員会の指定する弁護士に引き渡すなど必要な措置をとらなければならない。

## 第三節　公設事務所支援委員会

（公設事務所支援委員会の設置）

第十七条　公設事務所支援委員会は、公設事務所ごとに、本会ら三者がそれぞれ二名の弁護士会員である委員を選任して設置する。

2　公設事務所支援委員会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

3　公設事務所支援委員会は、互選により委員長一名を置くほか、副委員長一名を置くことができる。

4　公設事務所支援委員会は、公設事務所弁護士の候補者の選定、公設事務所の設置及び運営に関する支援、公設事務所の業務及び会計に関する調査並びに公設事務所弁護士に対する指導、勧告等を行い、本会ら三者に報告することを任務とする。

5　公設事務所支援委員会の会議は、その設置の後速やかに開催し、その後においては必要に応じて開催するものとする。ただし、公設事務所の設置後においては一年間に三回以上開催しなければならない。

6　公設事務所支援委員会は、組織及び運営に関する事項並びに第四項の任務等に関し、会長の承認を得て、運営要綱を定めなければならない。

7　公設事務所支援委員会は、会長の承認を得て、公設事務所弁護士の候補者の選定に関する基準を定めることができる。

（公設事務所支援委員会の報告等）

第十八条　公設事務所支援委員会は、本会ら三者に対し、会議の開催の都度、議事録その他公設事務所の準備状況、業務、会計の状況等必要な事項を明らかにする資料を送付して、公設事務所の業務及び会計の状況を報告しなければならない。本会ら三者いずれかの求めがある場合も、同様とする。

（公設事務所支援委員会の活動に関する費用の支出）

第十九条　本会は、公設事務所支援委員会の活動に係る次に掲げる費用を基金から支出することができる。

一　公設事務所支援委員会の委員、公設事務所弁護士及びその候補者並びに公設事務所弁護士となろうとする者の交通費及び宿泊費

二　会議に要する会場使用料

三　その他会長が公設事務所支援委員会の目的の遂行のために必要と認めた特段の費用